

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和5年5月5日 03時45分ごろ （死亡時刻：5月5日 04時00分前ごろ（推定））
発生場所	山口県下関市角島 ^{つの} 北西方沖 角島灯台から真方位329° 39.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 54.7′ 東経130° 26.0′）
事故の概要	漁船共栄丸 ^{きょうえい} は、操業中、シーアンカーを回収していた甲板員が巻取機の駆動軸に巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和5年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 共栄丸 19トン AM2-4868（漁船登録番号）、個人所有 16.19m（Lr）×4.00m×1.82m、FRP ディーゼル機関、603.10kW、昭和53年12月5日 第212-6883号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 47歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年2月12日 免許証交付日 平成30年12月28日 （令和6年2月11日まで有効） 甲板員A 79歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人の甲板員（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、いか釣り漁の目的で、令和5年5月4日09時00分ごろ、角島北西方沖の漁場に向けて山口県長門市 ^{ながと} 湊 ^{みなと} 漁港を出港した。

本船は、15時00分ごろ漁場に到着した後、19時00分ごろ、船首部からシーアンカーを投入し、集魚灯を点灯して作業を行い、翌5日03時40分ごろ作業を終え、帰港準備に取り掛かった。

本船は、甲板員Aが船首部でシーアンカーの回収作業に、船長及び甲板員Bが舷外に出された可倒式の自動いか釣り機を船内に収納する作業に、それぞれ着手した。(写真1、図1参照)



写真1 本船

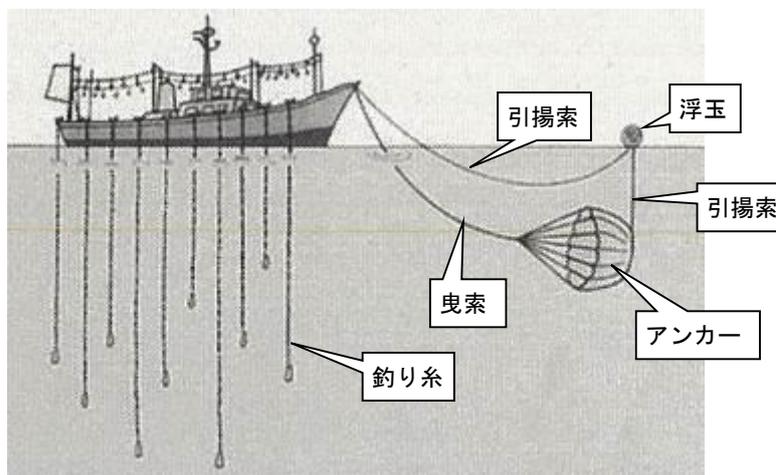


図1 シーアンカー展張概略図

本船のシーアンカーの回収作業は、船首部で駆動軸の左右に取り付けられた巻取機を使用し、左舷側の巻取機で引揚索及びアンカーを巻き取った後、右舷側の巻取機で曳索を巻き取る手順で行われていた。

巻取機は、船首マストに取り付けられた発停スイッチを押して駆動軸を回転させ、クラッチを入れて操作レバーを停止位置から船尾側に倒すことにより、上側が船尾方に回転する仕組みになっていた。

巻取機は、操作レバーを船尾側に倒す角度により回転速度が変わり、最大に倒した状態で1秒間に約1回転していた。(写真2参照)

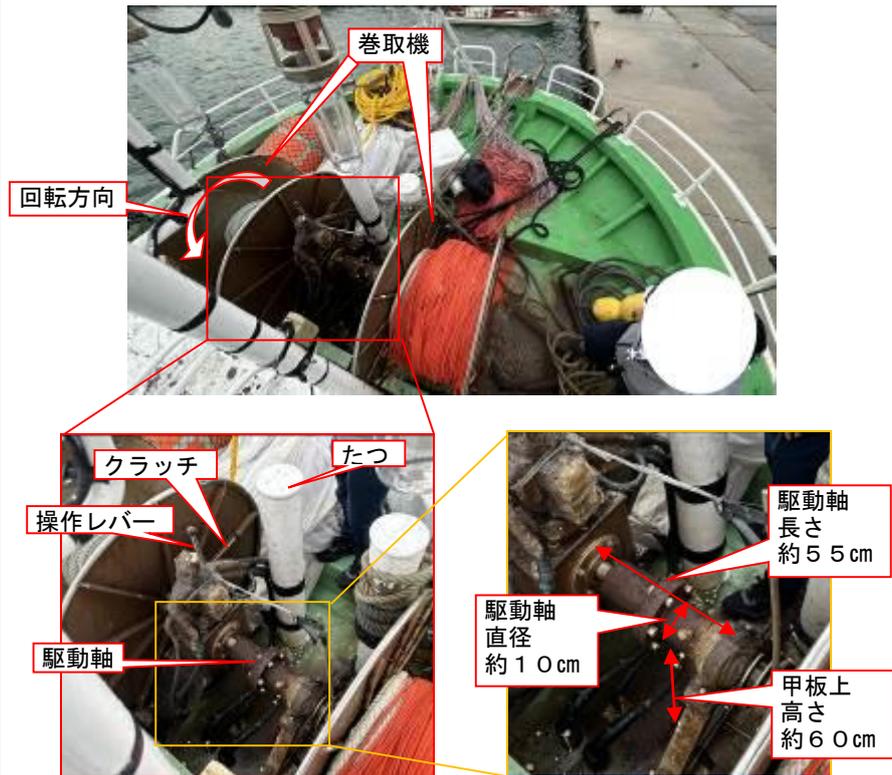


写真2 巻取機の設置状況（本船船首部）

船長は、ふだん、甲板員Aが、巻取機の駆動軸の船首側に左舷側を向いて立ち、引揚索の巻取り作業を行っているのを目撃していた。（図2参照）

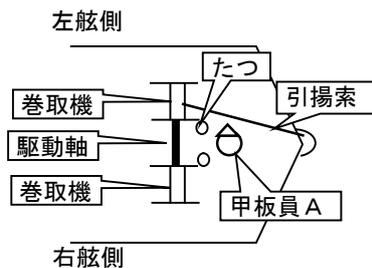


図2 甲板員Aの作業位置（本船船首部）

甲板員Bは、左舷側で収納作業を行い、船首方に移動していたところ、03時45分ごろ、甲板員Aが巻取機の駆動軸に巻き込まれているのを発見し、船長に大声で知らせた。

船長は、右舷側で収納作業を行っていたところ、知らせを聞いて直ちに船首部に向かい、甲板員Aが、体をくの字状にして駆動軸に巻き込まれ、回転しているのを目撃した。

船長は、船尾側に最大に倒された操作レバーを停止位置に操作して巻取機の回転を止め、頭を下にしてカッパの上着の裾を駆動軸に巻き

込まれている甲板員Aのカップの上着を包丁で切断して救出したものの、甲板員Aは、大量に出血しており、意識がなかった。(図3参照)



図3 救出時の甲板員Aの受傷状況(イメージ)

船長は、付近で操業していた僚船に漁業無線で本事故の発生を告げ、海上保安庁への通報を依頼した。

本船は、残りのシーアンカーの回収作業を行って帰航を開始し、途中で来援した巡視船と洋上で会合した後、湊漁港に入港した。

甲板員Aは、救急隊員により社会死(医師の診断を仰ぐまでもなく、身体の状態から誰が見ても判断できる死)と判断され、搬送された病院の医師により、死因が多発外傷性出血性ショック死、死亡推定時刻が04時00分前ごろと検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

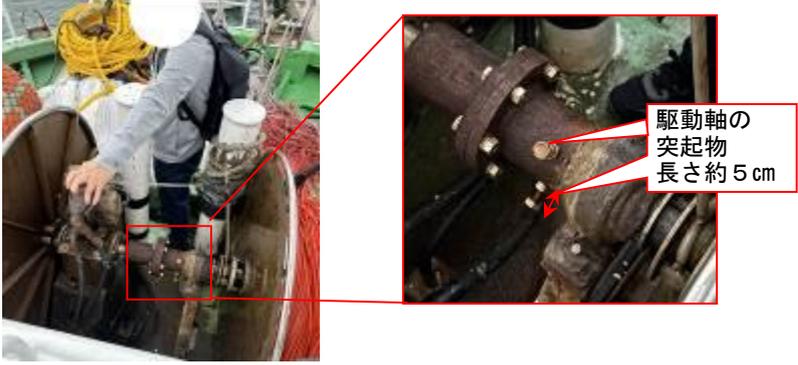
甲板員Aは、本事故当時、カップの上着、胴付のカップのズボン及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていた。

甲板員Aは、六十数年の漁師歴を有し、長年本船の船長職をとった後、約5年前から甲板員として乗り組み、シーアンカーの回収作業にも慣れており、本事故当時、健康状態は良好であった。

本船の船首部は、本事故当時、作業灯の照明によりシーアンカーの回収作業に支障のない明るさがあった。

船長は、本事故当時、船体が多少動揺していたが、ふだんの作業時と同様であり、シーアンカーの回収作業に支障はないと判断していた。

船長は、甲板員Aを救出した際、左舷側の巻取機に引揚索が数十m巻き取られ、駆動軸の突起物(ボルト)にカップの上着の裾が巻き込まれているのを見て、いつものように駆動軸越しに操作レバーを船尾側に操作したとき、船体動揺により体勢を崩すなどして、カップの上着の裾が駆動軸の突起物に引っ掛かったのではないかと本事故後に思った。(写真3参照)

	 <p>駆動軸の突起物 長さ約5cm</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし 不明</p> <p>甲板員Aの死因は、多発外傷性出血性ショック死であった。</p> <p>甲板員Aは、角島北西方沖でシーアンカーの回収作業中、駆動軸越しに操作レバーを操作する際、回転する巻取機の駆動軸に巻き込まれたことから、構造物に身体を打ち、死亡したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、引揚索を巻き取る際、駆動軸越しに操作レバーを操作したとき、船体動揺により体勢を崩すなどしてカップの上着の裾が駆動軸の突起物に引っ掛かったことから、回転する駆動軸に巻き込まれた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、甲板員Aが、角島北西方沖でシーアンカーの回収作業中、駆動軸越しに操作レバーを操作する際、回転する巻取機の駆動軸に巻き込まれたため、構造物に身体を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、巻取機を使った作業を行う場合、次のことに留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 駆動軸などの回転部位に着衣の裾などが巻き込まれないよう着衣の裾を締めるなどの措置を採ること。 (2) 船体動揺に備え、体勢を保持できるようにたつなどの固定物を掴む^{つか}などして作業を行うこと。 ・ 漁船の船長は、巻取機を使った作業を行う者に対して、次のことを徹底させること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 着衣の裾などが駆動軸などの回転機器に巻き込まれるのを防止する措置を採ること。 (2) 船体動揺に備え、体勢を保持できるように固定物を掴む^{つか}などして作業を行うこと。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 漁船の船長は、巻取機を使った作業を行う場合、異常が発生した際に即応できるよう、可能な限り他の乗組員に作業を監視させることが望ましい。 |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図

